

(2) 事業専従者等に関する調  
ア 事業専従者及び事業専従者給与（控除額）（青・白別）

区 分	事業専従者を有する 課税人員数			事業専従者数			事業専従者給与（控除額）		
	総計	青色申告	白色申告	総計	青色申告	白色申告	総計	青色申告	白色申告
	人	人	人	人	人	人	千円	千円	千円
<b>総計</b>	<b>38 278</b>	<b>36 971</b>	<b>1 307</b>	<b>39 066</b>	<b>37 696</b>	<b>1 370</b>	<b>87 056 753</b>	<b>85 961 584</b>	<b>1 095 169</b>
第一種事業	24 129	23 065	1 064	24 554	23 434	1 120	50 100 339	49 210 933	889 406
第二種事業	7	7	-	9	9	-	86 050	86 050	-
第三種事業	14 142	13 899	243	14 503	14 253	250	36 870 364	36 664 601	205 763
あん摩業等以外	13 764	13 524	240	14 113	13 866	247	36 186 549	35 983 366	203 183
あん摩業等	378	375	3	390	387	3	683 815	681 235	2 580

(備考) 第三種事業のうち、あん摩業等以外に適用される税率は5/100、あん摩業等に適用される税率は3/100である。

## イ 所得階層別専従者控除の人員

区 分	課税人員数	所得金額	専従者控除人員別課税人員数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
	人	千円	人	人	人	人	人	人
<b>総計</b>	<b>186 804</b>	<b>1 730 956 865</b>	<b>149 824</b>	<b>36 305</b>	<b>607</b>	<b>57</b>	<b>10</b>	<b>1</b>
300万円以下のもの	5 550	16 009 629	4 635	895	18	2	-	-
300万円を超え 320万円以下のもの	10 228	31 537 561	8 521	1 678	28	1	-	-
320万円を超え 350万円以下のもの	14 159	47 104 471	11 784	2 340	30	3	2	-
350万円を超え 500万円以下のもの	53 182	219 012 274	43 621	9 372	169	19	1	-
500万円を超え 1,000万円以下のもの	68 646	471 335 857	54 545	13 851	228	17	5	-
1,000万円を超えるもの	35 039	945 957 073	26 718	8 169	134	15	2	1

(備考) 1 「所得金額」とは事業主控除前の年所得金額をいう。  
2 「課税人員」は、過年度相当分及び分割支店分を含まない。  
3 旧非課税事業の経過措置に基づく控除額を含む。